**商品ニーズの調査・フィードバック業務委託仕様書**

**１　業務名**

商品ニーズの調査・フィードバック事業業務委託

**２　業務の目的**

長崎県内の食料品製造業者等が消費者ニーズを反映した商品改良、販路開拓を支援することを目的として、本委託業務を実施する。

**３　委託業務の内容**

(１) 目的達成に必要な年間プログラムの企画・立案・実行

(２) 各商品がターゲットとすべき消費者層を助言、調査箇所選定を支援

(３) 消費者ニーズのアンケート調査の設計・実施・集計・分析

(４) 試食イベントの開催

(５) 商品のブラッシュアップ提案書の作成、事業者への提案

**４　仕様等**

　◆調査商品数

　　委託者が公募により選定した８０商品

|  |
| --- |
| ＜参考＞  　★１企業２商品程度を想定（ただし、1企業3商品以上の申込も可能とする）  　★既存商品、新商品のどちらでも可  ★冷凍品・冷蔵品・調理が必要な商品は、特定の調査箇所のみで実施する。  ★委託者が事業者から対象の商品シートと商品サンプルを徴集  （商品シートには希望する調査箇所等も記載） |

　◆調査箇所

　　　原則として、委託者が選定した25の候補箇所の中から、受託者の助言を受けて、事業者が各商品で２箇所ずつの調査箇所を選定する。

　　　ただし、充分な効果が見込める調査箇所に一部変更して実施することや、冷凍品・冷蔵品・調理が必要な商品の調査箇所を限定することを可能とする。（提案可）

|  |
| --- |
| ＜参考＞  　★ホテル等の土産品売場【１４箇所】  長崎市５箇所、大村市１箇所、島原半島２箇所、佐世保市２箇所、  五島市１箇所、壱岐市１箇所、対馬市１箇所、新上五島町１箇所  　★首都圏のアンテナショップ【２箇所】  日本橋長崎館、埼玉ながさき屋  　★高速道路サービスエリア（ＳＡ）、パーキングエリア（ＰＡ）【７箇所】  ＳＡ（川登、金立、古賀、広川、山田）、ＰＡ（大村湾、基山）  　★物産展【２箇所】  首都圏１箇所、長崎市１箇所 |

◆本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(１) 目的達成に必要な年間プログラムの企画・立案・実行

　　本委託業務の目的達成に必要な業務実施にあたり、プログラムやスケジュール構成を企画・立案し、委託者との協議により実行すること。

(２) 各商品がターゲットとすべき消費者層を助言、調査箇所選定を支援

　　　ア．長崎市内の会場（委託者が手配）で個別相談会を開催すること。

　　　イ．事業者への個別相談会の案内通知は、受託者が行うこと。

ウ．ターゲットとすべき消費者層（属性）を事業者に助言し、事業者の調査箇所選定を支援すること。

エ．対象の商品シートとサンプル（委託者が徴集）を相談会前に確認すること。

オ．事業者が適切な調査箇所を選定できるように、1商品当たりの相談時間、個別相談会全体の所要時間、相談会の講師（経歴・知識・資格等）など、相談会をスムーズに行うために工夫すること

(３) 消費者ニーズのアンケート調査の設計・実施・集計・分析

①アンケート調査設問の設計

ア．個別相談会の結果を基に、風味・量・価格・パッケージ・ネーミングなどの項目で、全商品統一の設問案を作成すること。

イ．定量的かつ定性的な調査結果が得られるように設計すること。

ウ．1商品／箇所当たりの最低サンプル数を設定しておくこと。

②アンケート調査の実施

ア．各調査箇所にスタッフを派遣し、消費者に試食してもらい、商品サンプルを見せて、①で設定した最低サンプル以上のアンケートを回収するよう努めること。

イ．受託者が各調査箇所及び事業者との調整窓口となり、円滑に調査を実施すること。

ウ．定量的かつ定性的な調査結果が得られる手法で実施すること。

エ．調査に協力した消費者の商品購入意向がある場合、可能な限り支援すること。

|  |
| --- |
| ＜参考＞  　★商品送付・保管については、委託者が各調査箇所と協議して方針決定する。  　★委託者が受託者へ各調査箇所の連絡窓口を伝達する。  ★試食用商品は、事業者が調査箇所に直接送付する。（事業者の自己負担）  　　ただし、冷凍品・冷蔵品・調理を要する商品は事業者の責任での持ち込みとする。（郵送等不可）  　★調査箇所で調理を要する商品は、事業者が出向いて、調理する。  ★調査の御礼の粗品提供、Web形式での調査、試食イベント方式での開催などにより、より良い調査結果が得られるように工夫することが望ましい。  ★調査商品は、各調査箇所で販売されているとは限らない。 |

③アンケート集計・分析

ア．回答の一覧表を作成すること。

イ．定量・定性両面での分析を行うこと。

(４) 試食イベントの開催

ア．夏休み期間などの効果的な時期に、本調査商品によるアンケート調査の一環として、試食イベントを開催すること。（1箇所以上）

イ．試食イベントは効果的な場所で開催し、人目を引くように工夫すること。

ウ．試食した消費者の商品購入意向がある場合、可能な限り支援すること。

エ．受託者が各調査箇所及び事業者との調整窓口となり、円滑に調査を実施すること。

(５) 商品のブラッシュアップ提案書の作成、事業者への提案

ア．商品シートやアンケートの集計・分析結果を基に、事業者が改善を行うべき具体的な内容を盛り込んで、より売れる商品とするためのブラッシュアップ提案書を作成すること。

　　 イ．長崎市内の会場（委託者が手配）で個別提案会を開催すること。

　 　ウ．事業者への個別提案会の案内通知は、受託者が行うこと。

エ．事業者の状況を踏まえ、商品の改善につながる具体的な助言ができるように、1商品当たりの提案時間、個別提案会全体の所要時間、提案者（経歴・知識・資格等）などの工夫に努めること

**５　想定スケジュール**

5月～6月上旬

【委託者】調査候補箇所の選定

調査商品の募集

　　　　　 受託者の公募、プロポーザル方式による受託者決定

6月中下旬

【委託者】審査会で調査商品を決定

【受託者】年間プログラムの企画・提案

７月上旬

【受託者】個別相談会の開催

【事業者】調査箇所を決定

【受託者】アンケート項目の設定

７月下旬

【受託者】調査開始

１１月

【受託者】調査終了

１２月

【受託者】調査の集計・分析

　 　１～2月

　　　　 【受託者】商品のブラッシュアップ提案書の作成、事業者への提案

　　　３月

　　　 　【受託者】委託者へ業務完了報告書を提出

　　　※スケジュールは一部変更することがある

**６　業務完了報告**

(1)本業務完了後、2020年３月10日（火）までに下記の書類を提出すること。

①委託業務完了届　　１部

②実績報告書 　　２部および電子データを格納したCD-RまたはDVD-R １枚

(2)納品場所

〒850-003

長崎市桜町4番1号　長崎商工会館9階　長崎県中小企業団体中央会内

　　長崎県食料産業クラスター協議会

**７　業務の適正な実施に関する事項**

(1)個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2)守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自

己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

**８　知的財産権の取扱い**

　　受託者は、本委託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あ

るいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう

書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題

が発生した場合は、受託者の責任により対処すること。

**９　業務の一括再委託の禁止**

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により委託者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

**10　その他**

　(1)業務上疑義が発生した場合は、委託者及び受託者の協議で業務を進めるものとする。

(2)契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を

作成し、委託者の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこと。